

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

住所・所在地

氏名・団体名

代表者(団体の場合)

印

子ども・子育て支援法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことに関する誓約書

子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第40条第2項に規定する申請をすることができない下記の者に該当しないことを誓約します。

記

- 1 法第33条第6項の規定に違反したと認められた者
- 2 教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った鹿児島県知事もしくは鹿児島市長が認めた者
- 3 鹿児島市特定教育・保育施設の運営の基準に関する条例に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなった者
- 4 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があった者
- 5 法第38条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をした者
- 6 法第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又はその職員。（ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）
- 7 不正の手段により法第27条第1項の確認を受けた者
- 8 前各号に掲げる場合のほか、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反した者
- 9 前各号に掲げる場合のほか、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 10 設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者

以上